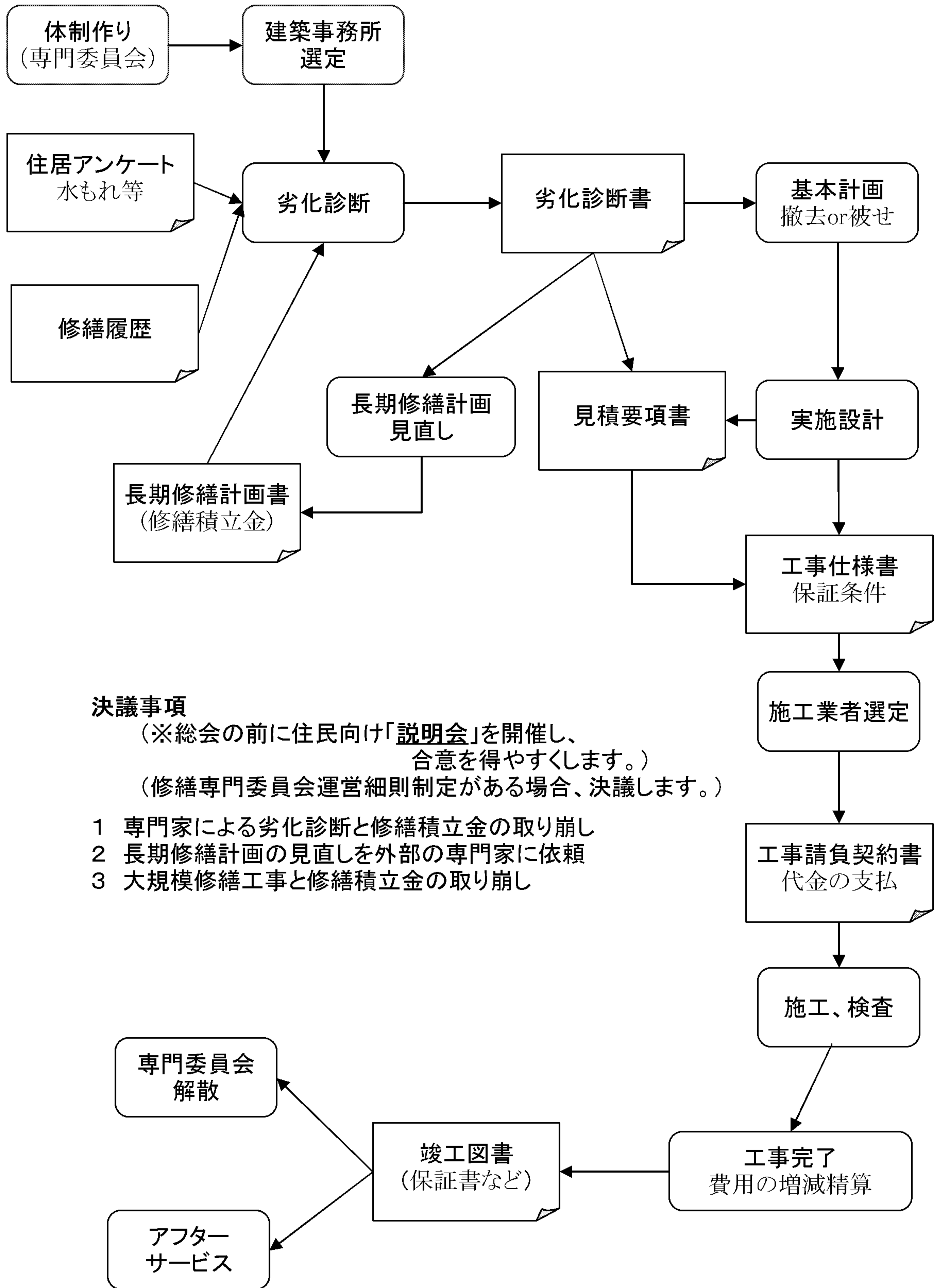


大規模修繕工事の全体図



決議事項

(※総会の前に住民向け「説明会」を開催し、
合意を得やすくします。)

(修繕専門委員会運営細則制定がある場合、決議します。)

- 1 専門家による劣化診断と修繕積立金の取り崩し
- 2 長期修繕計画の見直しを外部の専門家に依頼
- 3 大規模修繕工事と修繕積立金の取り崩し